信用失墜行為の禁止及び秘密保持義務違反による 保育士登録処分の基準について

(石川県少子化対策監室)

1 要 旨

児童福祉法において、保育士資格の登録取消又は保育士の名称の使用停止処分は、同法第 18 条の 19 第 1 項に該当しない場合、同法第 18 条の 19 第 2 項で定める信用失墜行為の禁止及び秘密保持義務違反に該当するか否かで決定する。現在、これに係る処分基準がないことから、今後処分を行う場合の基準を定め、公表する。

2 処分基準の制定について(考え方)

どのような行為が、取消処分及び名称の使用停止処分に相当するかの判断について、石川県教育委員会が定める「石川県教職員懲戒処分の基準」を準用する。なお、この基準はあくまで標準的な処分量定を判断するものであり、具体的な量定の決定については、事案ごとに総合的な判断を行う。

3 処分基準

石川県教職員懲戒処分の基準に準じて、

- ・免職相当であると判断される場合には、登録を取り消す。
- ・上記以外の場合には、保育士の名称の使用停止及びその期間について、事案ごとに判断する。

4 留意事項

保育施設を管理する市町長、社会福祉法人等が行う当該保育士への処分を勘案し、判断を行う。

5 適用日

令和6年5月10日から適用する。

6 参考資料

石川県教職員懲戒処分の基準

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/documents/kouhyoukizyun.pdf